

入 札 説 明 書

(京都府庁本庁庁舎で使用する電力調達)

(令和 7 年 5 月 2 0 日付け公告分)

京都府総務部府有資産活用課

一般競争入札の実施に係る入札公告（令和 7 年 5 月 20 日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和 7 年 5 月 20 日

2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊

3 担 当 部 局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部府有資産活用課 施設管理係
電話番号(075)414-4044

4 入札に付する事項

- (1) 調達の商品及び数量
京都府庁本庁庁舎で使用する電力調達 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 調達期間
令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- (4) 調達施設
京都府庁本庁庁舎

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 7 年京都府告示第 4 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」－小分類「電力」
- (3) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。
- (4) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

- (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書（別紙様式1）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間 令和7年5月20日（火）から令和7年6月10日（火）
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 提出場所 3に同じ

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで（午前11時半から午後1時半までを除く。）の間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認資料

次の書類を提出期間中に持参又は郵送により確認申請書に添付して提出すること。

ア 競争入札参加資格審査結果通知書（写）

イ 5の（5）から（7）までに該当することを証する書類

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書の受付後、令和7年6月17日（火）までに一般競争入札参加資格確認結果通知（以下「確認結果通知」という。）により通知する。

(4) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する費用は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 5の（2）の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請に関する文書（以下「資格審査申請書」という。）の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話番号（075）414-5428

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年5月27日(火)午後5時

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 5の(3)の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号(075)414-4708

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のページ(<http://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年5月27日(火)午後5時

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

エ 確認結果通知送付用封筒として、表封筒に申請者の宛名(住所、氏名等)を記入した長3号封筒(横12cm×縦23.5cm)に84円切手を貼って提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札の参加

6の(3)により送付した確認結果通知に参加資格「有」の記載のある者以外の者の参加は認めない。(入札の際に確認します。)

(2) 入札の日時、場所等

ア 日 時 令和7年7月17日(木)午前10時

イ 場 所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁旧本館2-C室

ウ その他 郵送による場合の入札書の提出については下記(3)キのとおりとする。

(3) 入札の方法

ア 入札書を別紙様式2により作成し、持参するものとする。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式3)を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に名称又は商号及び「京都府庁本庁庁舎で使用する電力調達」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内に入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。なお、再度入札の参加者が1者となった場合であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 郵送による入札書の提出方法

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「7月17日開札 京都府庁本庁庁舎で使用する電力調達入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(エ) 提出先等

提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部府有資産活用課 施設管理係 あて

受領期限 令和7年7月16日(水)午後4時まで(必着)

添付書類 確認結果通知の写し(1枚)

ク 入札者又は代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

ケ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

コ 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

サ 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札事務に関係ある職員(以下「入札関係職員」という。)に対して質疑書(別紙様式4)により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(ア) 質疑書

提出日 令和7年6月30日(月)正午まで

提出方法 FAX可(FAX番号(075)414-5399 電話番号(075)414-4044)

提出場所 3に同じ

(イ) 回答書

交付日 令和7年7月8日(火)午前10時 送付

交付方法 FAXにて、6の確認結果通知を送付した全者に対し交付する。

(ウ) 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

(エ) 質疑及び回答書の提出・交付の受理に応じない者でも、その内容について、全て承知したものとして入札を行う。

(4) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札

ア 開札は、7 の (2) に掲げる日時及び場所において、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又は代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(6) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内に入札がないときは、入札参加者の全てが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時において再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が 1 者となった場合であっても、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書、確認資料又は資格審査申請書（以下「申請書等」という。）を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同じ入札に 2 以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(8) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

9 契約保証金

落札者は、落札金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 1 号、第 3 号又は第 7 号に該当する場合は、免除する。

10 契約書の作成の要否

要する。（別紙電力需給契約書により作成する。）

11 入札金額の積算

積算に当たっては以下の単価を基本とし、見積条件書に示す電力使用実績に基づき入札者の積算式により算出するものとし、落札者の決定は、上記により算出された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。また、積算に当たり用いたア及びイに係る単価並びにアからウまでの算出式については落札決定後も適用する。

ア 基本料金(円/kW) (月額)

イ 電力量料金(円/kWh) (従量料金)

ウ 燃料費等調整額は入札時の基準燃料価格、平均燃料価格等の算定緒元を通年で用いて積算する。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は「0 円/kWh」として積算する。

12 その他

- (1) この入札の実施については、1 から 11 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札者又代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知のほか、印鑑、名刺を持参すること。
- (4) 入札金額の積算根拠を示す資料及び燃料費等調整額の算定方法（基準燃料価格、基準単価、原油換算係数）に関する資料（約款の写しでも可）を入札書と同時に提出すること。また、積算根拠書類は返却しない。
- (5) 落札者は、落札後 7 日以内に契約関係書類等を提出すること。
- (6) この調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

その他の配布資料

- 1 電力需給契約書
- 2 仕様書
- 3 「京都府本庁庁舎で使用する電力調達」の見積条件書
- 4 受電デマンド実績
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- 6 質疑書（別紙様式4）
- 7 入札書（別紙様式2）・再入札書・書式例
- 8 委任状（別紙様式3）
- 9 京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針
- 10 提出書類等チェック表